慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁判民訴事例研究 二六七〕 一、構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権の対抗要件と構成部分の変動した後の集合物に対する効力 二、構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づいてされた動産競売の不許を求める第三者意義の訴え 三、構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物集合物譲渡担保権設定契約において目的物の範囲が特定されているとされた事例
Sub Title	
Author	三上, 威彦(Mikami, Takehiko) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.2 (1989. 2) ,p.112- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890228-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁民訴事例研究二六七〕

昭六二4（最高民集四一巻八号一五五九頁）

一、構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権の対抗要件と構成部分の変動した後の集合物に対する効力

二、構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権と動産売買先取特権に基づいてされた動産競売の不許を求める第三者異議の訴え

三、構成部分の変動する集合動産を目的とする集合物譲渡担保権設定契約において目的物の範囲が特定されているとされた事例

第三者異議事件（昭六二・一一・一〇第三小法廷判決）

昭和五〇年二月一日XはAとの間で大略次のような根譲渡担保契約を締結した。すなわち、(1)AはXに対して負担する現在及び将来の商品代金、手形金、損害金、前受金その他一切の債務を極度額二〇億円の限度で担保するため、Aの第一ないし第四倉庫内及び同敷地・ヤード内を保管場所とし、現にこの保管場所内に存在する普通棒鋼、異形棒鋼等一切の在庫商品の所有権を内外ともにXに移転し、占有改定の方法によってXにその引渡を完了したものとする。(2)Aは、将来右物件と同種又は類似の物件を製造又は取得したときには、原則としてそのすべてを前記保管場所に搬入するものとし、右物件も当然に譲渡担保の目的となることを予め承諾する、というものである。そしてXはAに対し、普通棒鋼、異形棒鋼、普通鋼々材等を継続して売り渡し、昭和五四年一一月三〇日現在で三〇億一七八七万三一一円の売掛代金債権を取得するに至った。AはまたYから異形棒鋼（本件物件）を五八五万四五九〇円で買い受け、これを前記保管場所に搬入した。ところがAが代金を支払わないため、Yは、本件物件につき動産売買の先取特権を有していると主張して、昭和五四年一二月、競売法三条による本件物件の競売の申立をした。これに対してXは、XとAとの間の根譲渡担保契約により右物件の所有権を取得し、占有改定による引渡も受けたとして、Yの競売手続に対し、第三者異議の訴えを提起した。

第一審第二審共にXの請求を認容したので、Yから上告。最高裁は第一・二審とほぼ同様次のように述べて上告を棄却した。すなわち「……構成部分の変動する集合物動産であっても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどの方法によって目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができる……。そして、債権者と債務者との間に、右のような集合物を目的とする譲渡担保設定契約が締結され、債務者がその構成部分である動産の占有を取得したときは債権者が占有改定の方法に

よってその占有権を取得する旨の合意に基づき、債務者が右集合物の構成部分として現に存在する動産の占有を取得した場合には、債権者は、当該集合物を目的とする譲渡担保権につき対抗要件を具備するに至ったものということができ、この対抗要件具備の効力は、その後構成部分が変動したとしても、集合物としての同一性が損なわれない限り、新たにその構成部分となった動産を包含する集合物について及ぶ……。したがって、動産売買の先取特権の存在する動産が右譲渡担保権の目的である集合物の構成部分となった場合においては、債権者は、右動産についても引渡を受けたものとして譲渡担保権を主張することができ、当該先取特権者が右先取特権に基づいて動産競売の申立をしたときは、特段の事情のない限り、民法三三三条所定の第三取得者に該当するものとして、訴えをもって、右動産競売の不許を求めることができる……。

……本契約は、構成部分の変動する集合動産を目的とするものであるが、目的動産の種類及び量的範囲を普通棒鋼、異形棒鋼等一切の在庫商品と、また、その所在場所を原判示のAの第一ないし第四倉庫内及び同敷地・ヤード内と明確に特定しているのであるから、このように特定された一個の集合物を目的とする譲渡担保設定契約として効力を有するものというべきであり、また、Aがその構成部分である動産の占有を取得したときはXが占有改定の方法によってその占有権を取得する旨の合意に基づき、現にAが右動産の占有を取得したということを妨げないから、Xは、……対抗要件の具備した譲渡担保権を取得した……。そして、右集合物とその後に構成部分の一部となった本件物件を包含する集合物とは同一性に欠けるところはないから、Xは……本件物件についても引渡を受けたものとして譲渡担保を主張することができるものというべきところ……他に特段の事情があることについての主張立証のない本件においては、Xは、本件物件につき民法三三三条所定の第三取得者に該当するものとして、Yが前記先取特権に基づいてした動産競売の不許を求めることができる……」と。

一　判旨に賛成するが、本件の具体的事例との関係で若干問題が残る。

本判決は集合動産譲渡担保をめぐる問題を取扱った重要なものであるが、その意義は次の四点に要約することができよう。すなわち、①構成部分の変動するいわゆる集合動産が譲渡担保の目的たりうることを、昭和五四年の最判（民集三三巻一号五一頁）を踏襲して肯定したこと。②集合動産譲渡担保の特定性規準も右昭和五四年最判に従い「種類、所在場所及び量的範囲」とし、具体的事例においてもその特定性を肯定したこと。③集合動産譲渡担保の対抗要件に関し、集合物としての同一性が損なわれない限り、譲渡担保設定契約時になされた占有改定の合意によって、新たに構成要素となった動産についても対抗力が及ぶとしたこと。④集合動産譲渡担保と動産売買先取特権の優劣問題に関し、最高裁としておそらく初めて判断し、前者に軍配を上げたこと、である。ただ、本評釈では、紙幅の関係もありリーディングケースとしての意義を有する④の問題を中心に考察し、他の論点については、必要な限りにおいて適宜触れることにする。

二　従来、この問題に関しては、公刊された判例としては、わずかに二件を見いだすにすぎない[1]。しかも、いずれも事実関

係および判旨は本件とほとんど同じである。その意味で、他の事実関係についてもこの結果を及ぼしうるかにつき疑問がないわけではないが、集合動産譲渡担保についての判例の立場は、今回の最高裁判例によって一応は固まったといえるであろう。

三　これに対し学説上は、先取特権を優先させるもの（先取特権優先説）と、集合動産譲渡担保権を優先させるもの（譲渡担保優先説）とが対立している。先取特権優先説は、民法三一九条を拡大し、債務者が目的動産の直接占有を続けている以上、善意無過失の先取特権者はその動産の上に先取特権を行使できると解する。これは、売主たる動産先取特権者にとっては代金債権担保の必要性が高いこと、集合動産の直接占有が依然として設定者にあり公示方法も施されていないのに、突然に追及力を制限されることは不意打になること、民法は当初から債務者の所有物でなかった動産についてさえ先取特権の成立を認めている（民三一九条）のに、当初は債務者に属し途中から第三者に所有権が移転した場合に先取特権の行使を許さないことは、片手落ちであることなどを理由とする。[2] ただここでは、動産譲渡担保[3]の法的構成につき、所有権移転の要素を残しているものと、端的に動産抵当と解するものとに分かれる。[4]

これに対し譲渡担保優先説は、基本的には譲渡担保を優先させることでは一致するが、その度合については学説上差がある。すなわち、①譲渡担保でも民法三三三条の「引渡」を経ており、先取特権は追及効を制限され消滅すると解するもの。[5] ②民法三三四条を類推適用し、譲渡担保権は三三〇条にある第一順位の先取特権と同一順位の効力を有すると解し、原則として譲渡担保は先取特権に優先するが例外として先取特権が優先する場合も認めるもの。[6] および③利益衡量の結果集合物譲渡担保が優先すると考えざるをえないとするものとに分かれる。[7]

四　以上のように学説は多岐にわたるが、これらを分解してみれば、結局どちらを優先させるのが実務上妥当かという実践的問題と、それを条文操作によってどの様に基礎づけるかという解釈理論的な問題という二面における立場の相違を反映したものであることがわかる。よってこれら二つの問題を分けて考察するのが便宜であろう。

（一）　そこでまず先取特権と集合動産譲渡担保との考慮すべきファクター[8]を検討すると、第一に、動産売買先取特権は目的物を売却してしまっているのであり、それをどの様に処分しようと買主の自由であり、これを拘束したければ所有権留保によるべきであり、目的物が処分された場合にまで動産売買先取特権を優先させるいわれはない、とされる。しかしこれに対しては、動産売買の先取特権者は、自らの財産で債務者の財産を増加させたものであり、かつ契約解除により所有権は復帰するから所有権留保類似の機能を有しているともいえる。よって、この点からは、どちらを優先させるべきかという結論を引き出すことはできない。また第二には、先取特権は法定担保権であるのに対し、譲渡担保は非典型担保であるという議論もある。し

かし、譲渡担保が慣習法上確固とした地位を保っている現在、この点から効力に差をつけることはできない。むしろ、譲渡担保が非典型担保だということの意味は、成立のための要件のチェックがより厳密になされるべきであるという点にあると考える。第三に公示のない点でも両者に違いはない。第四には、たしかに先取特権は目的物の処分によってその追求効がなくなるが（民三三三条）、集合動産譲渡担保においても目的物が所在場所から離脱することにより担保権の効力は及ばなくなるのであって、前者の担保機能が極めて弱いとは一概にはいえない。よってこの点でも両者の間には効力に差を設けるほどの違いはない。そして最後に、集合動産譲渡担保は契約により取得した担保であり、同担保があるからこそ信用を与え取り引きしているのであるのに対し、先取特権は信用を与える対象としての担保ではなく、倒産時等にはじめて担保として意識され利用されるに過ぎないともいわれている。しかし法的にみる限り、何れの権利も、目的物の経済的価値を債権担保のために把握している点では同じなのであり、これは差をつける理由とはならない。よって以上のファクターに関する考察に基づく限り、どちらを優先させるかという点について結論を出すことはできないのである。

それゆえ、集合動産譲渡担保と動産売買先取特権の優劣の判断につき意味を有するファクターとしては、①現在の取引実務において譲渡担保は広く行われており、その効力をむげに制限してしまうとかえって債務者の金融の道を閉ざすことにもなりかねないということ、②また通常、動産売買先取特権の実現のためには、高度な法律知識と債務者に対する強い影響力を必要とし、[9] 動産売買の先取特権について競売まで漕ぎ着けるには大変な費用と労力を要する。そこで目的物が高額化している現在、集合動産譲渡担保を無条件に優先させることは不意打の弊害を生じるであろう、という二点をおさえておく必要がある。結局、ここからは、原則として集合動産譲渡担保の有効性を認めつつ、第三者に対する不意打の弊害をなくすようにすべきであるといえるであろう。

（二）つぎに、解釈理論的な問題につき述べる。

まず、先取特権優先説は、先に述べた取引実務の現実を無視している点で妥当ではない。また、譲渡担保を動産抵当とみる見解に対しては、譲渡担保が所有権の外形を利用した担保権であることを無視している。その他、民事執行法の面からも無理があるし、たまたま占有改定にとどまっている譲渡担保だけを特別扱いする合理的根拠に乏しいように思われると批判されている。[10] また民法三一九条を拡大することにも疑問がある。すなわち現行法上即時取得の制度の目的は、取引の安全を保護することにあるから、本来取引行為の存在しない法定担保物権には即時取得の余地はない。[11] その意味で、民法三一九条の規定は、特に条文に掲げられた三つの場合にのみ例外として、即時取得を認めようとしたものと限定的に解するのが妥当である。[12]

次に譲渡担保優先説であるが、まず民法三三四条を類推適用する説に関しては、右にみたようにここでも譲渡担保を動産抵当権とみること自体賛成できない。また、かりに動産抵当権とみた場合であっても、同条が直接占有型担保たる質権に関する規定であり譲渡担保に類推できるかという点に問題がある。さらに、動産譲渡担保に一番近接した動産の法定担保物権は質権であるとする点[13]についても、譲渡担保の所有権の移転という外形に注目するならば、むしろ、民法三三三条の規定の方が近いというべきである。また論者自身この説によった場合の民事執行上の問題を提起しておられる[14]。

以上述べてきたところから、やはり民法三三三条によるのがもっとも無難な解決であろう。すなわち本条の引渡しには占有改定を含むとするのが通説判例であり、本条の趣旨を先取特権の追及力を制限して動産取引の安全を図るものと解するならば、第三者の事情を中心に考えるべきであり、占有改定も第三者の所有権取得の対抗要件とされている以上、これは本件にも適用されるべきである。ただ、民法三三三条は、動産取引の安全を図る規定であるから、原則として、先取特権成立の後に所有権を取得したものに関する。よって本件のごとき集合動産譲渡担保が先に設定されているような場合に同条を適用できるかにつき疑問がないではないが、むしろ本条は、債務者の所有を脱したものには先取特権の効力が及ばない趣旨の規定であると解することができるし、譲渡担保の外形から所有権的要素が拭いきれない以上、本条の適用の基礎はあるものと解する。

ただ、既に動産売買の先取特権が存在していることを知りながらあえて目的物を譲渡担保にとったような者まで保護する必要はないから、この場合には、たとえ占有改定が民法三三三条の引渡しにあたるとしても、先取特権の方が優先すると解すべきである。

五　この様にして、原則として集合動産譲渡担保が、動産売買先取特権に優先することになる。そして本件はその原則的な場合であるといえよう。ただ、この様な優先権を認める前提としては、集合動産譲渡担保権が十分厳格に特定されていなければならない。その意味では、本件では、目的物の保管場所についてはその前提を満たすと考える。また量的範囲も、「・・・等一切の在庫商品」と若干不明確ではあるが、保管場所が限定されていることと相俟って特定性を認めてもよいであろう。ただ種類については、「普通棒鋼、異形棒鋼等一切」となっており、譲渡担保設定者の通常の取扱商品以外のものにまで効力が及ぶような形になっているが、この点、動産売買先取物権者に不意打をくわせることになるおそれがあり、若干問題の残るところである。

（1）福岡高判昭五七・九・三〇金融商事六五六号四三頁（本件の原審）および福岡地判昭五七・一〇・八判時一〇七九号七七頁。なお、動産売買先取特権と工場抵当権との優劣関係に関するものとして、大阪高判昭四二・六・三〇下民一八巻五・六号七二四頁がある。

(2) 石田(文)・全訂担保物権法論七一九頁以下・七五六頁以下、野沢「動産売買先取特権の効用と問題点〔Ⅳ〕」NBL一八〇号三五頁、山田「集合動産譲渡担保と動産売買先取特権の優劣」NBL三九七号一七頁、林・注釈民法(8)〔西原〕二一一頁。

(3) 注2掲記のもののうち、石田(文)、野沢の文献。

(4) 山田・前掲一七頁。

(5) 河野「動産売買先取特権の射程距離(上)」NBL二九四号一三頁。

(6) 田原「動産の先取特権の効力に関する一試論」現代私法学の課題と展望(上)〔林先生還暦記念〕九二頁以下、角「動産売買先取特権と集合動産譲渡担保権の優先関係」ジュリスト八五四号一二〇頁、近江「集合動産担保と動産売買先取特権」昭和六二年度重要判例解説八〇頁以下。なお今井「動産売買先取特権と集合物譲渡担保権による債権回収」自由と正義三七巻一号六三頁参照。

(7) 中祖「集合物譲渡担保と動産売買先取特権の競合」NBL三〇七号一〇頁以下。

(8) 中祖・前掲一一頁も参照。

(9) 尾崎「先取特権制度の再検討1」法律時報五三巻三号一〇七頁以下。

(10) 河野・前掲一四頁。

(11) 林・注釈民法(8)〔甲斐〕一三六頁。

(12) 田原・前掲九七頁(注64)も同旨か。なお、河野・前掲一四頁は、同条を現実の占有支配型動産担保の系譜に属する立法であるとし、明文で規定された三つの場合のみに限定され、準用ないし類推適用の余地はないとする。

(13) 田原・前掲九五頁。

(14) 角・前掲一二〇頁。

三上威彦